

○海上自衛隊の歴史保存に関する達

平成6年12月1日
海上自衛隊達第28号

改正 平成9年1月20日海上自衛隊達第1号〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達30条による改正〕

平成10年12月2日海上自衛隊達第30号〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達66条による改正〕

平成14年3月22日海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達50条による改正〕

平成18年3月27日海上自衛隊達第9号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第36条による改正〕

平成27年9月25日海上自衛隊達第20号〔防衛装備庁の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達27条による改正〕

令和元年10月18日海上自衛隊達第15号〔第6次改正〕

令和2年9月30日海上自衛隊達第49号〔艦隊情報群等の新編に伴う関

海上自衛隊の歴史保存に関する達を次のように定める。

海上幕僚長 海将 林崎千明

海上自衛隊の歴史保存に関する達

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 歴史保存の組織（第3条—第9条）
- 第3章 史料の保存（第10条—第14条）
- 第4章 海上自衛隊史及び海上自衛隊年史（第15条・第16条）
- 第5章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第 1 条 この達は、海上自衛隊の歴史保存に関して必要な事項を定めることにより、海上自衛隊の歴史的資産及び知識資産の散逸を防止し、もって隊員の教育の資とするとともに、国民の海上防衛に対する認識と理解を深めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書等防衛省における文書の形式に関する訓令(昭和 38 年防衛庁訓令第 38 号) 第 2 条に規定する文書その他の海上自衛隊に関する記録類をいう。
- (2) 船舶、航空機及びそれらの従物 国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号) 第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる船舶、航空機及びそれらの従物のうち海上自衛隊に所属するものをいう。
- (3) 物品 物品管理法(昭和 31 年法律第 113 号) 第 2 条第 1 項に規定する物品のうち第 1 号に掲げる文書等を除いた海上自衛隊に所属するものをいう。
- (4) 施設 国有財産法施行規則(昭和 23 年大蔵省令第 92 号) 別表第 1 に掲げる立木竹、建物及び工作物のうち海上自衛隊に所属するものをいう。
- (5) 一般史料 前各号に掲げるものの中から、第 8 条に規定する史料管理者が指定したものをいう。
- (6) 特別史料 一般史料の中から、海上幕僚長(以下「海幕長」という。)が指定したものをいう。
- (7) 史料 一般史料及び特別史料をいう。
- (8) 歴史保存 史料の保存、海上自衛隊史の作成及び海上自衛隊年史の編さんをいう。

第 2 章 歴史保存の組織

(委員会及び史料管理者)

第 3 条 歴史保存のため、海上自衛隊に歴史保存委員会(以下「委員会」という。)及び史料管理者を置く。

(委員会の構成)

第 4 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、海上幕僚副長をもって充てる。
- 3 副委員長は、海上幕僚監部総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、海上幕僚監部総務部総務課長、海上幕僚監部総務部経理課長、海上

幕僚監部人事教育部人事計画課長、海上幕僚監部人事教育部教育課長、海上幕僚監部防衛部防衛課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課長及び海上幕僚監部装備計画部装備需品課長をもって充てる。

(委員会の運営)

第5条 委員長は、年1回以上を標準として、委員会を招集し、その審議を統括する。

2 副委員長は、委員会の全般について委員長を補佐する。

3 委員は、招集に応じ委員会の審議に参加する。

4 委員長は、特に必要と認める場合、委員以外の者の委員会への出席を求めることができる。

5 委員会の事務は、海上幕僚監部総務部総務課において行う。

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 特別史料の指定及び解除に関すること。

(2) 史料の管理に関すること。

(3) 史料の公開に関すること。

(4) 海上自衛隊年史の編さんに関すること。

(5) 海上自衛隊の歴史の記録に関すること。

(6) その他委員長が必要と認める事項

(報告)

第7条 委員長は、委員会において審議した結果を海幕長に報告する。

(史料管理者)

第8条 史料管理者は、海上幕僚監部の部長、海上幕僚監部監察官、海上幕僚監部首席法務官、海上幕僚監部首席会計監査官及び海上幕僚監部首席衛生官並びに自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令、地方総監、教育航空集団司令官、練習艦隊司令官、システム通信隊群司令、海上自衛隊警務隊司令、海上自衛隊潜水医学実験隊司令、東京音楽隊長、海上自衛隊東京業務隊司令、学校長、海上自衛隊補給本部長、海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長、艦隊情報群司令、海洋業務・対潜支援群司令及び開発隊群司令とする。

(史料管理者の業務)

第9条 史料管理者は、史料の保存に係る業務を行う。

2 史料管理者は、史料の保存について必要と認める場合は、必要な処置についての審議を委員会に付託する。

第3章 史料の保存

(一般史料の指定及び解除)

第10条 史料管理者は、文書等、船舶、航空機及びそれらの従物、物品並びに施設の中から別に定める一般史料の指定基準に基づき一般史料を指定する。

2 史料管理者は、一般史料がその価値を失った場合その他特別の理由があるときは、指定を解除することができる。

3 史料管理者は、一般史料を指定又は解除した場合は、委員会並びに関係する史料管理者、防衛省所管物品管理取扱規則(平成18年防衛庁訓令第115号)別表第2第1項第3号の表に掲げる分任物品管理官及び防衛省所属国有財産(施設)の取扱いに関する訓令(昭和38年防衛庁訓令第30号)第4第4号に掲げる供用事務担当官(以下「供用事務担当官」という。)にその旨を通知する。

(特別史料の指定の上申)

第11条 史料管理者は、一般史料の中から別に定める特別史料の指定基準に該当するものを選定し、海幕長に特別史料の指定を上申する。

(特別史料の指定及び解除)

第12条 海幕長は、前条の規定により上申されたものの中から、委員会における審議の結果に基づき特別史料を指定する。

2 海幕長は、特別史料がその価値を失った場合その他特別の理由があるときは、委員会における審議の結果に基づき指定を解除する。

3 海幕長は、特別史料を指定又は解除した場合は、当該史料を管理する史料管理者及び供用事務担当官にその旨を通知する。

(史料の管理)

第13条 史料管理者及び供用事務担当官は、別に定める要領に従い史料を管理する。

(史料の公開)

第14条 史料管理者は、特別史料については海幕長が、一般史料については史料管理者が、それぞれ適当と認める場合は史料の公開を行うことができる。

第4章 海上自衛隊史及び海上自衛隊年史

(海上自衛隊史の作成)

第 15 条 海上自衛隊史は、海上自衛隊史取扱規則（昭和 30 年海上自衛隊達第 5 号）の定めるところにより作成する。

（海上自衛隊年史の編さん）

第 16 条 海上自衛隊年史は、隊員の海上自衛隊の歴史に対する理解及び執務の参考に資することを目的として編さんする。

2 海上自衛隊年史は、前回の編さんから 25 年を超えない間隔で編さんする。

第 5 章 雑則

第 17 条 この達の実施に関し必要な事項は、史料管理者が定めることができる。

附 則

この達は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 9 年 1 月 20 日から施行する。

附 則 〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 10 年 12 月 8 日から施行する。

附 則 〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 14 年 3 月 22 日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月 25 日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月 27 日から施行する。

附 則 〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 〔防衛装備庁の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この達は、令和元年 10 月 18 日から施行する。